

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

顧問 李 彬

II 中国法令アップデート

- 商標法実施条例(国務院)
- 環境保護法(全国人民代表大会常務委員会)
- 医療機器登録届出管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)
- 医療機器経営監督管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)
- 医療機器生産監督管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)
- 無線管理条例(改正意見募集稿)(国務院)
- 委託投資の場合の受益所有者の認定問題に関する公告(国家税務総局)
- 多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)(国家外貨管理局)

III 中国万感

～中国の定年制度雑感～

弁護士 中川 裕茂

I 中国相談室

顧問 李 彬



Q: 現地法人が日本の親会社より借入れを行った際に外貨登記を行わなければならないと聞いていますが、中国での外債の扱い及び外債登記の手続について説明してください。

1. 外債の定義及び分類

外債登記について説明する前に、外債について簡単に紹介いたします。外債とは、中国国内の政府機関、金融機関、企業等が海外の国際金融組織、外国政府、金融機関などに負担する、償還義務のある債務を指します。

ここでいう債務は、従来は外貨建ての債務に限られていましたが、ここ数年、人民元の国際化が進み、国際取引において人民元が用いられることが多くなってきました。これに伴い、人民元建ての債務も、原則として外債管理制度を適用して、外債として管理を受けるようになっていますが、審査手続については外貨建ての債務と相違があるため、ここで外貨建ての債務を前提として説明させていただきます。

外債は主に以下のとおり分類されています。

- 外国政府借款
- 国際金融機関借款(中国政府による世界銀行、アジア開発銀行からの非商業性の借入)
- 国外の銀行及びその他の金融機関からの借入
- 延払、バイヤーズクレジット等の貿易融資
- 国外の企業からの借入
- 国外における中長期債券及び短期債券の発行
- 国際ファイナンス・リース
- 補償貿易における外貨償還部分の債務

2. 外商投資企業に適用する外債及び関連要件

外商投資企業にとっての外債は、通常、中国国外にある親会社や国外の銀行等の金融機関からの借り入れによる債務又は延払等の貿易信用です。外商投資企業の外債は、中国の外貨管理部門で登記手続を行う必要があります。また、延払等の貿易信用は、2012年8月より外債登記が不要となっています。

外商投資企業は外債を借入れようとする場合、以下の要件を満たさなければなりません。

- ① 中長期外債(期間が1年以上の外債)の発生累計金額及び短期外債(期間が1年未満の外債)の残高の和が外商投資企業の総投資額と登録資本との差額(投注差)を上回らないこと。
- ② 外債の初回借り入れの前に、外国出資者が既に初回の登録資本金の払込を行ったこと。
- ③ 外国出資者による払込は、出資契約又は定款に定める払込期限、比率または金額を満たさなければならない。
- ④ 実際に借入可能な金額は、外国出資者の払込済みの資本金の比率×投注差の額に限られる(出資の一部が未払込の場合)。

3. 外債登記の関連法

外債登記について、関連する主な法令は以下のとおりです。

- 「外債統計モニター暫定規定」(実施日:1987年8月27日)
- 「外債統計モニター実施細則」(実施日:1998年1月1日)
- 「外債管理暫定規則」(実施日:2003年3月1日)
- 「外債登記管理弁法」(実施日:2013年5月13日)

4. 外債登記について

(1) 外債登記の概念、方式及び主体

外債登記とは、債務者が外債を借入れた後、企業所在地の外貨管理局に外債契約調印、借入引出等を報告することを指します。外債登記の主体によって外債登記の方式が異なります。

外債登記の方式は、定期登記と個別登記の二種類があります。定期登記は、一定の期間内に、例えば、毎月1回、その1ヶ月に発生した外債を一括して登記する方式であり、個別登記とは、外債が発生する都度、登記する方式です。

登記の主体は、財政部門、銀行、非銀行債務者の三種類に分けて管理が行われます。財政部門は定期登記、銀行及び非銀行債務者は個別登記を行うとされています。外商投資企業は非銀行債務者に該当するため、個別登記を行うことになります。

(2) 外商投資企業の外債登記手続

外商投資企業の外債登記手続は、2013年5月の「外債登記管理弁法」の実施により、以前よりかなり簡素化されています。

「外債登記管理弁法」が実施される前は、外商投資企業は、企業所在地の外貨管理局において、①外債契約締結・変更の登記(外債契約締結及び外債契約の変更に関する登記)、②外債専用口座開設に関する事前認可、③借入引出を引き出す都度の事前認可、④借入金の人民元転を行う際の事前認可、⑤元利金を弁済する際の事前認可を行う必要があったほか、⑥毎年、前年度の外債の借入、使用等の内容を含む年度報告を提出する必要がありました。

「外債登記管理弁法」の実施後、上記手続のうち、①外債契約の締結・変更の登記は、相変わらず必要であり、外貨管理局における登記を行わなければなりません。一方、②～⑥は不要とされました。より詳細には、外債専用口座の開設、借入金の引き出し、借入金の人民元転、元利金の弁済は外貨管理局における事前の審認可を受ける必要はなく、直接に銀行において関連業務を申請することができ、また、年度報告の作成・提出は必要なくなりました。

また、「外債登記管理弁法」の実施により、外債登記手続には、新たに「抹消登記」が規定されています。つまり、外債残高がゼロで、債務者が引出を行わない場合には、外債全額返済完了後に外貨管理局において抹消登記を行うことが必要となっています。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<商標>

商標法実施条例(国務院)

[ポイント] 本条例は、改正版「商標法」が2014年5月1日から施行されたのを受けて、当該改正に合わせて必要な修正を行い、「商標法」と同日で施行するものである。具体的には、商標登録出願、商標登録出願の受理条件、審査、管理等について定めている。また、「音声」商標の登録出願の手続きも追加されている。今後は、「商標法」と合わせて、商標出願の利便性、商標保護の強化が図られることが期待される。

(2014年4月29日公布、2014年5月1日施行)(国令第651号)

[原文] [商標法実施条例](#)

<環境>

環境保護法(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、環境関係法の基本法であり、現行の「環境保護法(試行)」に替わるものとなる。本法に関しては、2012年8月、2013年7月にそれぞれ意見募集が行われており、本法はこれを踏まえたものとなっている。本法では、環境汚染につき、環境公益訴訟を提起できる主体の要件として、①設区市級以上の人民政府民生部門で登記されている社会組織であること、②環境保護活動に専門に5年以上従事しており、かつ、違法記録がないことを挙げている。この点、2013年7月に公表された草案では、主体が中華環境保護連合会に限定されており、草案よりも主体がやや拡大されているとみることができる。

(2014年4月24日公布、2015年1月1日施行)(主席令9号)

[原文] [环境保护法](#)

<医療機器>

医療機器登録届出管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)

[ポイント] 医療機器製品の監督管理について規定する改正版「医療機器監督管理条例」が本年6月1日から施行される予定であるが、本弁法も当該改正に合わせて必要な修正を行うものである。本弁法では、主に、中国国内で販売・使用される医療機器に関する食品薬品監督管理当局での登録及び届出手続きを規定している。

(意見募集期間:2014年4月30日~同年5月31日)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械注册与备案管理办法\(征求意见稿\)](#)

医療機器経営監督管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)

[ポイント] 本弁法も改正版「医療機器監督管理条例」の改正に合わせて必要な修正を行うものである。本弁法では、主に、中国において医療機器の経営活動(輸入、販売等)を行う場合に必要となる経営ライセンス及び届出手続きについて規定している。

(意見募集期間:2014年4月30日～同年5月31日)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械经营监督管理办法\(征求意见稿\)](#)

医療機器生産監督管理弁法(意見募集稿)(国家食品薬品監督管理総局)

[ポイント] 本弁法も改正版「医療機器監督管理条例」の改正に合わせて必要な修正を行うものである。本弁法では、主に、中国において医療機器の生産を行う場合に必要となる生産ライセンス及び届出手続について規定している。

(意見募集期間:2014年4月30日～同年5月31日)

[原文] [医疗器械生产监督管理办法\(征求意见稿\)](#)

<無線>

無線管理条例(改正意見募集稿)(国务院)

[ポイント] 本条例(改正意見募集稿)は、無線高周波や衛星軌道資源の使用、無線の電波発射装置の研究開発、生産、輸入、販売及び修理等を規制するために定められるものであり、現行法の改正法である。本条例では、無線高周波の使用に際しては、無線管理機構による使用許可を取得すべきことなどが定められている(アマチュア無線や公衆トランシーバーなどは例外とされている。)

(意見募集期間:2014年5月6日～同年6月6日)

[原文] [无线电管理条例\(修订草案\)\(征求意见稿\)](#)

<税務>

委託投資の場合の受益所有者の認定問題に関する公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、「国家税務総局による税収協定中の「受益所有者」をどのように理解し認定するかに関する通知」等に基づき、委託投資(中国非居住者がその保有する資金を直接に中国国外専門組織(所在国・地域の政府から認可を得ての証券ブローカー、資産管理、資金、証券保管業務を行う金融機関)に委託して中国居住者企業の持分、債権への投資に用いること。)に際し、非居住者が租税条約・協定上の「受益所有者」としての税務上の優遇措置を受けるための手続、提出書類などを明らかにしたものである。

(2014年4月21日公布、同年6月1日施行)(国家税務総局公告2014年第24号)

[原文] [关于委托投资情况下认定受益所有人问题的公告](#)

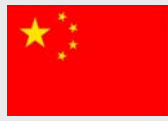
<外貨管理>

多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)(国家外貨管理局)

[ポイント] 2012年から個別に試験的に実施されていた外貨資金のプーリングを、一定の条件を満たす企業が申請をすることで利用可能とするものである。同制度の下では、多国籍企業グループに属する(中国から見て)国外企業の資金がプールされる「国際外貨資金主口座」と、国内企業の資金がプールされる「国内外貨資金主口座」を通じプーリングが行われる。具体的な制度の運用については各地方の外貨管理局によって細則が作成される予定である。また、中国(上海)自由貿易試験区では、従前の個別規定(中国(上海)自由貿易試験区建設支持の外貨管理実施細則)に基づき行われているプーリングも引き続き本規定に基づくプーリングとともに利用可能とされる。

(2014年4月18日公布、同年6月1日施行)(匯発[2014]23号)

[原文] [跨国公司外汇资金集中运营管理规定](#)



中国万感



【中国の定年制度雑感】

弁護士 中川 裕茂

中国企業や当局と交渉する日本人がよく出くわす体験の一つとして挙げられるのは、自分よりもずっと若い年齢層の中国人が相手方のトップとして出てくることである。私も年配のクライアントと交渉に参加する際に、相手方の交渉団のトップが30台半ばであったりすることもあり、自分の年齢と相まって面食らうことも多い。

中国における現行の法定の退職年齢は、男性60歳、女性50歳と定められており、女性については幹部の特例があり退職年齢が55歳に引き上げられている。男女間に年齢差があること、幹部・非幹部間で差があること自体が特異であるが、それ以前の問題として、実際上の退職は総じて言えば50歳台前半であるようである。日本では、2013年から定年退職の年齢が60歳から65歳へと引き上げられたことと比べると、その差は極めて大きい。

法定退職年齢の引き上げ問題は長らく中国で議論されている問題であり、賛否は大きく分かれているようである。賛成意見は、年金財政が逼迫していることを挙げる。とある報告書によれば、高齢化に伴って、養老保険の不足額の対GDP比が2020年0.2%から2050年5.5%まで上昇するとの見解もあり、定年を延長する動機には事欠かない。

これに対して反対論は、就業難を主たる理由として挙げる。中国では毎年800~900万人もの大卒生が存在するが、失業率は(公式発表はともかくとして)高学歴の大卒者についてもかなり高いと聞く。多くの就職枠は定年退職者の枠で賄われていることからしても、なかなか退職年齢を上げづらい状況にあることは確かである。一方で、人口統計データによると、2030年を超えたあたりで、中国の人口増加率はゼロに近づくため、問題は解消する方向に向かうとの楽観論もある。

最近の説によれば、高齢化＝脳が衰えるというのは医学的に誤りであって、脳が挑戦を受ければ受けるほど、年齢に関わらず活性化するそうである(＝脳を使えばその機能は伸び続けるということ)。周りにいるかくしゃくとした高齢の方(日本人)の仕事ぶりを見ていると、中国で相対峙した中国の友達達は概して若く、早く定年退職が強制させられる中国の法制度自体が個人的には実にもったいないと思う。10年後、20年後にまた交渉の場で再び出合いたいものである。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。

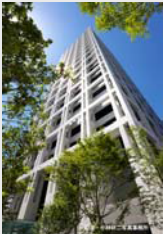
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
石黒 昭吉	李 彬	
楽 楽	杜 雲華	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

Photo courtesy of City Developments Limited